

## 議案第5号関係

### 渡島西部広域事務組合規約の変更に関する協議について

#### 1. 提案理由について

し尿処理施設整備計画（案）により、施設整備にかかる事業着手が平成21年度の予定となりました。

これに伴い、し尿処理施設整備に伴う構成4町の負担割合について、参与幹事会を経て、議員協議会で協議の結果、負担割合を変更することで協議が整いましたので、当組合規約の一部変更をするもので、地方自治法第286条第2項の規定に基づく構成町との協議及び同法第290条の規定に基づく組合構成町の議会の議決を得なければならないため提案するものであります。

#### 2. 変更の内容について

- (1) 施設の建設及び整備に伴う経費（地方債の元利償還金を含む。）のうち、し尿及び浄化槽汚泥処理施設の負担割合区分にし尿収集人口割を追加し、均等割10%、実績割45%、し尿収集人口割45%に変更し、平成21年度分以後の負担金について適用する。平成20年度分以前の負担金の割合は、なお従前の例によることとする。（別表関係）
- (2) 人口割は、当該年度の4月1日の住民基本台帳記入の人口による負担割合とし、実績割は、前年度の年間収集実績量による負担割合とし、平成21年度分以後の負担金について適用することとする。（別表関係）
- (3) ごみ処理施設（昭和52年度設置施設に限る。）の解体に関する経費の負担割合については、平成13年10月1日の住民基本台帳記入の人口による割合とし、福島町34.36%、知内町31.06%及び木古内町34.58%とする。

#### 3. 施行期日について

平成21年4月1日から施行する。

別表

経費の区分	負担割合の区分				
	均等割	人口割	実績割	し尿収集人口割	財政割
議会に関する経費	100%				
組合事務局に関する経費(その他これに類する経費を含む。)	50%	50%			
消防本部に関する経費	50%				50%
施設の建設及び整備に伴う経費(地方債の元利償還金を含む。)	消防施設(本部に係るものを除く。)	その施設の所在する町の負担			
	し尿及び浄化槽汚泥処理施設	10%		45%	45%
	ごみ処理施設		100%		
運営及び維持管理に伴う経費	消防署及び消防団に関する経費	その機関の所在する町の負担			
	し尿、浄化槽汚泥及びごみ処理に関する経費	10%		90%	

(注)

- 1 人口割とは、当該年度4月1日の住民基本台帳記入の人口の割合をいう。
- 2 実績割とは、前年度の年間収集実績量の割合をいう。
- 3 し尿収集人口割とは、当該年度4月1日のし尿収集人口の割合をいう。
- 4 財政割とは、前年度の地方交付税法に基づく消防費に係る基準財政需要額の割合をいう。
- 5 変更後の別表による負担金の割合は、平成 21 年度分以後の負担金について適用し、平成 20 年度分以前の負担金の割合は、なお従前の例による。